

いじめ対策の「い・ろ・は」 9号

令和6年10月 発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂について

★改訂の経緯★

- H25 ●いじめ防止対策推進法の成立(6月)
●いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月)
H29 ●いじめの防止等のための基本的な方針の改訂(3月)
●いじめの重大事態の調査に関するガイドライン策定(3月)
R6 ●いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂(8月)

不登校重大事態に係る調査の指針(H28年3月)に係る要素も、本ガイドラインに盛り込み一歩化。

重大事態の発生件数は、増加傾向であり、法の施行から10年が経過したが、以下のような状況があった。

- ◎ 平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた。
- ◎ 事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる。
- ◎ 重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない。など



★改訂の概要★

※全12章+別添資料で構成

- ✓ 重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化
- ✓ 円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応

やるが増えたわけではなく、「より詳細な記載」になった!

第2章

重大事態の未然防止・平時からの備えを記載

⇒ 学校いじめ対策組織の平時からの実効的な役割や、発生時に学校と設置者が連携して対応をとるために必要な取組を記載。



第3章

いじめにおける基本的姿勢を追記

⇒ 詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることや、犯罪行為のいじめの場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記。

第4章

児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記

⇒ 申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる(法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く)ことを記載。

第6章

第三者が調査すべきケースを具体化し第三者と言える者を例示

⇒ 調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化し、第三者の考え方を整理して詳細に記載。

第7章

(加害児童生徒を含む)児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明

⇒ 目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順等を詳細に記載。

第8章

重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

⇒ 標準的な調査項目、調査書の記載内容例、調査時の留意事項(聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等)等を記載。

※別資料として、対応における「チェックリスト」があり、平時からの備えや実際の調査実施等にあたる基本的な項目がチェックできます(アレンジ可)。

★特におさえておきたいポイント★

重大事実態調査の目的は？

民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応のためではなく、当該重大事態への対応及び再発防止策を講ずるためです。

(第1章 5p参照)



重大事態調査の開始時期は？

重大事態は「いじめにより重大な被害が生じた」疑いがある段階を指すので、疑いを把握した段階から取組を開始します。

(第1章 3p、第2章 6p参照)



対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応は？

NO!



重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してありません(調査は法に位置づけられている)。例えば関係児童生徒等への聞き取りは行わずに、学校の記録より事実確認を整理し再発防止策の検討を進めるなど、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応します。

(第3章 10~11p参照)

児童生徒・保護者から申立てを受けたときの対応は？

重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。いじめの事実等を確認できていない場合には、まず学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要です。

なお、あらかじめ右のような様式(別添資料2)を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらうことも正確な把握と迅速な対応に有効です。(第4章 14~15p、別添資料2参照)

【別添資料2】 いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日
令和 年 月 日

2 いじめの概要等
(2) いじめの概要等
時期
いじめの概要

3 いじめを受けた児童生徒等
(1) 時期
いじめを受けた児童生徒等

4 調査に関する希望(該当するものを全てにチェックしてください)
聞き取りをしてほしい児童生徒等
☐ いじめを行った児童生徒
☐ その他関係する全ての児童生徒(クラス、学年、全校生徒等)
☐ 関係する全ての教職員
☐ その他
具体的な児童生徒名等

5 調査への協力可否(協力が可能な場合は、チェックしてください)
☐ いじめを受けた児童生徒からの聞き取り
☐ いじめを受けた児童生徒保護者からの聞き取り

6 その他要望

令和 年 月 日 申立者氏名

【参考】 重大事態調査の目的
重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を支援の目的とするのではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同様の事態の発生防止を図るものである。

調査組織における「専門家」と「第三者」の考え方は？

「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定されます。

「第三者」とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」となります。

(第6章 23p参照)

調査組織は、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられます。したがって、例えば当該校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等は適切とは言えません。



【参考】本ガイドラインを含むいじめの問題に対する施策(文部科学省)

まとめ

上記のポイントを整理した上で、重大事態に発展する可能性のある事案については、早期に所管の教育委員会と連携し、適切に対応していくことが大切です。

ミニ用語解説

◎いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

→ 1号重大事態(法第28条第1項第1号)とよぶことがあります。

◎いじめにより当該学校に在籍する児童等が※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

→ 2号重大事態(法第28条第1項第2号)とよぶことがあります。※「30日を目安」とするが、これにかかわらず迅速に調査に着手することが重要。